



®

令和5年
(2023年) 4月20日(木)

No. 15880 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権法の目的規定の解釈……………(1)

☆特許庁人事異動……………(7)

著作権法の目的規定の解釈

－音楽教室事件上告審判決を契機として－

新潟大学法学部

准教授 宮森 征司

1 はじめに

筆者は以前、本誌において、ドイツ法との比較の
観点を踏まえ、著作権管理団体に関する考察を行っ
た¹。その後、わが国においては音楽教室事件に関
する最高裁判決(本判決)が下され、学問的のみな
らず、社会的にも注目が集まっているところである。

本稿においては、本判決の判示について、筆者が
専門とする公法学(行政法学)の見地から、著作権

法の「文化の発展」という目的規定の論じ方等にっ
いて、若干の試論的考察を試みることにしたい。

2 音楽教室事件の概要

JASRAC(本件Y)は、Yの管理する著作物の演奏
等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴
収を平成30年1月1日から開始することとし、その
旨をXヤマハに対して通知して、平成29年6月7日、



弁理士法人
鈴榮特許総合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電 話 東京03(6722)0800(大代表) URL <https://www.s-sogo.jp/>

所 長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)
理 事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)
△※弁理士 岡田 貴志(商標・電子・ニューヨーク州弁理士)
※弁理士 楠 茂良(商標意匠・不正競争)
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)
弁理士 鷹巣 明彦(情報・通信・医療機器)
※弁理士 清水千恵子(海外商標)
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)
主 監 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
理 事 弁理士 木本 直美(意匠)
常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)
※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 永島 建治(機械)
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 井上 高広(電子・半導体)
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 前川 春華(国内出願・国際出願)

副所長 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)
理 事 弁理士 森川 元嗣(機械)
理 事 弁理士 大宅 郁治(化学・バイオ・薬学)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)
※弁理士 角田さやか(機械)
弁理士 明関 幸江(電子・情報処理)

○米国パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁理士 □顧問弁理士

【顧問法律事務所】弁理士法人 内田・鮫島法律事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>